

# 建築基準法適合状況調査フロー

平成26年7月、国土交通省から「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」が公表されました。

本調査は提出された依頼書や図書に基づき、建築当時の建築基準関係規定の全部又は一部への適合状況を確認することを目的としており、さいたま住宅検査センターが提出図書を用いて建築当時の建築基準法等への適合状況を調査する「図上調査」と、提出図書と現地を照合する「現地調査」を行い、その結果について報告するものです。

